

高齢者の予防接種

高齢者肺炎球菌予防接種

対象者	以下の①または②に当てはまる人で、これまでに肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）の接種をしたことがない人 ①瀬戸内市に住民票があり、接種を受ける日において65歳の人 上記①に該当する人で、瀬戸内市予防接種記録に高齢者肺炎球菌ワクチンの接種記録のない人には、高齢者肺炎球菌予防接種のご案内を誕生日の属する月の翌月初旬に郵送します。 <u>郵送時点で、瀬戸内市に予防接種記録がない人へお送りしますが、対象期間外や転入前など、今までに1回でも接種（任意接種を含む）したことがある人は、助成の対象になりません。</u> ②接種日において60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する人または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人（身体障害者手帳1級相当の障害を有している人）
接種期間	65歳の1年（65歳になる誕生日の前日から66歳になる誕生日の前日まで）
接種医療機関	瀬戸内市内個別接種委託医療機関（P. 14参照）または岡山県内相互乗り入れ予防接種協力機関
市の助成による接種回数	接種期間内に1回（ただし、対象者年齢であっても、過去に1度でも同じワクチンを接種したことのある人は対象になりません。）
自己負担額	3,610円
接種の際の持参品	◆健康保険証（本人確認のため） ◆接種費用（3,610円） ◆上記対象者の②に該当する人は、身体障害者手帳や医師の診断書など、対象者であることが確認できるもの

高齢者インフルエンザ定期予防接種

対象者	①瀬戸内市に住民票があり、接種を受ける日において65歳以上の人 ②接種日において60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する人または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人（身体障害者手帳1級相当の障害を有している人）		
接種期間	令和6年10月～令和7年1月	接種回数	接種期間中に1回
接種医療機関	瀬戸内市内個別接種委託医療機関（P. 14参照）または 岡山県内相互乗り入れ予防接種協力機関		
自己負担額	2,200円		
接種の際の持参品	◆健康保険証（本人確認のため） ◆接種費用（2,200円） ◆上記対象者の②に該当する人は、身体障害者手帳や医師の診断書など、対象者であることが確認できるもの		

高齢者新型コロナワクチン定期予防接種

新型コロナの重症化予防を目的として、65歳以上の方および60～64歳で対象となる方（※）を対象に、秋冬に自治体による定期接種が行われ、接種費用は原則有料となる予定です。

詳細が決まり次第、市広報紙・ホームページにてお知らせしますので、そちらで最新の情報をご確認ください。

（※）60～64歳で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方